

# 注目！ 安保国会

5日@衆院特別委

=左が質問、右が答弁

## 集団的自衛権

Q 中谷元・防衛相は2013年、月刊誌の対談で、「政治家として解釈のテクニックでだましたくない。閣僚として『集団的自衛権は行使できない』と言った以上は『本當はできる』とは言えない」と（憲法の）条文を変える必要性について発言した。信念を変えたのか。（民主・辻元清美氏）

A 真剣に、集団的自衛権とは何かを考えた。今回の閣議決定では、武力行使の新3要件をかぶせた。自衛の措置を行使する必要最小限度のものに限られ、他国防衛を目的とする集団的自衛権を認めるものではないので、憲法の範囲内だという認識に至った。（中谷防衛相）

Q 「集団的自衛権は行使できない」とする1972年の政府見解の結論部分だけを変えて、行使を可能とした。それがなぜ、合憲なのか。長谷部恭男・早大教授も従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかず、憲法違反だと指摘している。

（民主・大串博志氏）

A 72年の政府見解の結論部分の冒頭には「そうだとすれば」とある。我が国の安全保障環境の変化を受け、前段の基本的論理を維持しながら、集団的自衛権の行使を可能にする新3要件を導き出し、結論に当たはめた。憲法解釈として裁量の範囲内で、憲法違反ではない。（中谷防衛相）

Q 長谷部教授は、集団的自衛権の行使容認は法的な安定性を揺るがし、憲法違反だと指摘している。この40年間、国家生活の全体を律してきた1972年の政府見解の結論部分だけを変えて、行使を容認したことの法的安定性をどう担保するのか。（民主・長島昭久氏）

A 憲法学者の意見は伝統的に自衛隊を違憲とするものが多く、1972年の政府見解も賛同を得られていない。昨年7月の閣議決定は、新3要件のもと、自衛の措置として一部限定された場合に集団的自衛権の行使を認めるもので、法的安定性は保たれている。（横畠裕介・内閣法制局長官）

## グレーゾーン事態

Q 自国の武器などではなく、米軍やそれ以外の他国軍の艦船などを自衛隊が守る「武器等防護」（自衛隊法95条改正）は、憲法9条に反しないという根拠が薄い。その対象が際限なく広がる可能性もあるが、米軍以外の「他国軍」とは何をさすのか。（維新・吉村洋文氏）

A 米軍以外の外国軍隊の武器などであって、我が国の防衛に資する活動に用いられているなら、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当する。米国以外の国は特定していないが、防衛分野において密接な協力関係にある国におのずと限られる。（中谷防衛相）

## 国会承認

Q 新3要件に基づきホルムズ海峡で機雷掃海をする場合、石油が入ってくるか入ってこないかということを判断するわけだから、そこまで緊急事態ではないと推察される。国会承認は事後承認はとらないということいいいか。（維新・木内孝胤氏）

A 緊急事態でないとまがないという場合には事後承認という規定を設けているが、ホルムズ海峡の機雷掃海については事前に国会の承認を求めることになると想定している。事後に国会に承認を求めるということは想定していない。（中谷防衛相）